

四日市市告示第428号

四日市市重度障害手当支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年8月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害手当支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害手当支給要綱（平成22年四日市市告示第395号）の
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 848 799 882"><u>四日市市重度障害児手当支給要綱</u></p> <p data-bbox="248 925 331 958">（目的）</p> <p data-bbox="201 963 823 1223">第1条 この要綱は、<u>重度の知的障害、身体障害又は精神障害を有する児童（20歳未満の者をいう。以下この条において同じ。）</u>に対し、<u>重度障害児手当</u>（以下「手当」という。）を支給するために必要な事項を定め、もってこの<u>児童</u>の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="248 1265 419 1299">（用語の定義）</p> <p data-bbox="201 1303 823 1413">第2条 この要綱において「<u>重度障害児</u>」とは、<u>20歳未満であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p data-bbox="236 1417 363 1451">(1) (略)</p> <p data-bbox="236 1462 823 1800">(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害程度の1級又は2級に該当する障害を有する者であって、<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（同条第1項に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けた15歳未満の障害を有する者を含む。）</u></p> <p data-bbox="236 1805 823 1989">(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者で、その障害の等級が1級のもの</u></p>	<p data-bbox="1082 808 1230 842">改正前</p> <p data-bbox="935 848 1402 882"><u>四日市市重度障害手当支給要綱</u></p> <p data-bbox="863 925 946 958">（目的）</p> <p data-bbox="847 963 1469 1149">第1条 この要綱は、<u>重度の知的障害又は身体障害を有する者</u>に対し、<u>重度障害手当</u>（以下「手当」という。）を支給するために必要な事項を定め、もってこの<u>者</u>の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="895 1265 1066 1299">（用語の定義）</p> <p data-bbox="847 1303 1469 1413">第2条 この要綱において「<u>重度障害者</u>」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p data-bbox="882 1417 1026 1451">(1) (略)</p> <p data-bbox="882 1462 1469 1800">(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害程度の1級又は2級に該当する障害を有する者であって、<u>身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（同条第1項に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けた15歳未満の障害を有する者を含む。）</u></p>

2 この要綱において「保護者」とは、重度障害児の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者若しくはこれに準ずる者で、当該重度障害児と生計を同じくするものをいう。

（支給要件）

第3条 手当は、本市内に住所を有する重度障害児に支給する。

2 次の各号に掲げる学校等に就学又は入校するために本市外に住所を有する重度障害児で保護者が本市内に住所を有するものは、前項の本市内に住所を有する者とみなす。

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する障害者職業能力開発校

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する重度障害児には、手当は支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号に規定する施設（ただし、障害者支援施設は生活介護を行うものに限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設に入所している者

（認定請求及び認定）

第5条 手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、四日市市重度障害児手当に関する請求書（届）（第1号様式）

2 この要綱において「保護者」とは、重度障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者若しくはこれに準ずる者で、その重度障害者と生計を同じくするものをいう。

（支給要件）

第3条 手当は、次の各号のすべてに該当する重度障害者に支給する。

(1) 本市内に住所を有する者

(2) 第5条第1項に規定する認定の請求（以下「認定請求」という。）をする日において65歳未満の者

2 次の各号に掲げる学校等に就学又は入校するために本市外に住所を有する重度障害者で保護者が本市内に住所を有するものは、前項第1号の本市内に住所を有する者とみなす。

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する身体障害者職業訓練校

3 第1項の規定にかかわらず、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号に規定する施設（ただし、障害者支援施設は生活介護を行うものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設に入所している重度障害者には、手当は支給しない。

（認定請求及び認定）

第5条 手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、四日市市重度障害児手当に関する請求書（届）（第1号様式）以

以下「請求書（届）」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に請求し、受給資格の認定を受けなければならない。

(1) 請求者の障害の程度を明らかにすることができる知的障害判定書又は療育手帳、身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳

(2) 及び(3) (略)

2 請求者に前項に規定する認定の請求（以下「認定請求」という。）をすることができない事情があるときは、当該請求者の保護者又は当該請求者を介護している者が当該請求者に代わってその認定請求をすることができるものとする。

3 市長は、認定請求があったときは、支給要件の有無について審査し、その結果を四日市市重度障害児手当認定通知書（第2号様式。以下「認定通知書」という。）又は四日市市重度障害児手当認定請求却下通知書（第3号様式）により請求者に通知するものとする。

(手当の支給)

第6条 市長は、前条の認定をした重度障害児に対し、手当を支給する。

2 手当の支給は、請求者が認定請求をした日の属する月の翌月から始め、受給資格が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 (略)

(認定期間)

第7条 第2条第1項第3号に掲げる手帳の交付を受けた者は、当該手帳の有効期限をもって、手当の認定期間が満了するものとする。

2 市長は、前項の規定により手当の認定期間が満了する場合において、その者が引き続き支給を受けることが適当と認めるときは、認定通知書によりその旨を通知するものとする。

第8条 (略)

(受給資格の喪失)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を喪失する。

(1) 及び(2) (略)

下「請求書（届）」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に請求し、受給資格の認定を受けなければならない。

(1) 請求者の障害の程度を明らかにすることができる知的障害判定書又は療育手帳若しくは身体障害者手帳

(2) 及び(3) (略)

2 請求者に認定請求をすることができない事情があるときは、当該請求者の保護者又は当該請求者を介護している者が当該請求者に代わってその認定請求をすることができるものとする。

3 市長は、認定請求があったときは、支給要件の有無について審査し、その結果を四日市市重度障害手当認定通知書（第2号様式）又は四日市市重度障害手当認定請求却下通知書（第3号様式）により請求者に通知するものとする。

(手当の支給)

第6条 市長は、前条の認定をした請求者に対し、手当を支給する。

2 手当の支給は、請求者が認定請求をした日の属する月の翌月から始め、受給資格が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 (略)

第7条 (略)

(受給資格の喪失)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を喪失する。

(1) 及び(2) (略)

<p>(3) <u>20歳に達したとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長が公簿等により第1項第1号から第3号までに規定する事実を確認したときは、第2項の規定による届出があったものとみなす。</p> <p>5 市長は、第2項に規定する届出があった場合は、その内容を確認し、<u>受給資格が消滅したと認めるときは、受給資格を喪失した者(受給者の死亡を理由として資格を喪失した場合にあっては、第10条に規定する請求を行った者)に対し、四日市市重度障害児手当資格喪失通知書(第4号様式)により通知するものとする。</u></p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長が公簿等により第1項第1号又は第2号に規定する事実を確認したときは、第2項の規定による届出があったものとみなす。</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>
--	--

第1号様式から第3号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条、第8条、第9条、第10条関係）

四日市市重度障害児手当に関する請求書（届）

受付印

年 月 日

請求<届出>者 住所 四日市市

氏名 (続柄) 印

四日市市長

電話 ()

請求・届の種類		認定請求書 ・ 未支給請求書 ・ 金融機関変更届 ・ 消滅届					
障 害 者 （ 受 給 者 ）	(ふりがな) 氏 名	□請求<届出>者と同じ				生年 月日	. . (満 歳)
	住 所	電話 () □請求<届出>者と同じ					
	障 害 程 度	身体障害者手帳	種 級	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	. .
		療育手帳	判定 A	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	. .
		判定書	知能指数	判定書番号		判定年月日	. .
精神障害者保健福祉手帳		1 級	手帳番号	第 号	有効期間		
<input type="checkbox"/> 生活保護	・受給している		・受給していない				
<input type="checkbox"/> 施設入所	・している (施設名)		・していない				
備考	年 月 日 死亡・転出・生活保護受給・施設入所・障害程度変更 ()						
支 払 金 融 機 関	金融機関名		種別	店番号・口座番号	口座名義人(※)		
	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所	普通				
※口座名義人は受給者本人に限る。(ただし、未支給手当請求の場合は届出人。)							
先 順 位 者 (未支給手当の請求 の場合は記入)	配偶者	子	父母	孫	祖父母又は 兄弟姉妹		
	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない		

第2号様式（第5条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害児手当 認定 通知書

四日市市重度障害児手当について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認 定 に 関 す る 事 項	申 請 年 月 日	
	手 当 月 額	
	支 給 開 始 年 月	
	認 定 期 間	
	支 払 月	
	そ の 他	

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害児手当 認定請求却下 通知書

四日市市重度障害児手当について、下記のとおり認定請求を却下しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
認 定 請 求 却 下	申 請 年 月 日
	理 由

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害児手当 資格喪失 通知書

四日市市重度障害児手当について、下記のとおり資格喪失しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
資格喪失	喪失年月日	
	理 由	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日に、改正前の四日市市重度障害手当支給要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく手当の受給資格を有していた者のうち、改正後の四日市市重度障害児手当支給要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定による手当の支給対象とならないものについては、同日に受給資格が消滅したものとみなす。
- 3 この要綱の施行の前日に、旧要綱の規定によりなされた重度障害児にかかる申請、認定その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、それぞれ新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 新要綱の施行の際、旧要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 5 新要綱の規定により手当を支給するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(健康福祉部障害福祉課)